

特別養護老人ホームの設置に関する手続きの流れについて

事前に電話連絡の上、お越しく下さい。

愛知県福祉局高齢福祉課 施設グループ（愛知県西庁舎 2階）
電話番号：052-954-6287
メールアドレス：korei@pref.aichi.lg.jp

（工事着手の2か月前まで）

事業計画及び 図面の確認	<ul style="list-style-type: none">・設置地、開所時期、定員数、設置者の確認・設備基準確認表による適合確認 （耐火建築物、居室面積、共同生活室、洗面設備、便所、浴室、医務室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、事務室、廊下幅、階段、エレベーター等）
-------------------------	---



工事着手

（開所の2か月前まで）

設置届又は 認可申請書 （様式第5）	<ul style="list-style-type: none">・設置届又は認可申請確認表による適合確認 （周辺図、平面図及び各室面積表、建築検査済証、設備の概要と主要な場所の写真、苦情処理体制、職員の勤務体制、協力病院との契約書の写し、施設長等の経歴書、登記事項証明書、運営規程、収支計画書、診療所開設許可の写し、ホテルコスト・食費の算出根拠、土地・建物の全部事項証明書、賃貸借契約書、社会保険・労働保険確認票、推進会議結果の伝達の写し等）
-----------------------------------	---



（開所後1か月以内）

開始届 （様式第6）	事業計画どおりに開始したか等の確認 なお、開始届提出後、施設名称・所在地・運営方針・建物の規模構造・設備の概要・定員等の変更を計画する際は、変更手続き（様式第8、様式第11）が必要となりますので、事前に相談してください。
-----------------------	---

○特別養護老人ホームを設置する場合は、介護保険法における介護老人福祉施設の指定が必要となるため、事前に介護保険事業（支援）計画に基づく整備の承認が必要となります。手続きの詳細は、施設所在地を管轄する福祉相談センター又は市町村にお問い合わせください。

※老人福祉法第15条第3項（市町村及び独立行政法人による設置届）及び第4項（社会福祉法人による設置認可申請）の規定に基づき、愛知県知事に提出いただくものです。

〔名古屋市、東三河広域連合（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）、岡崎市、一宮市、豊田市の管内に設置する場合は各市及び東三河広域連合にお問い合わせください。〕